

第140期定時株主総会招集ご通知における インターネット開示情報

事業報告

- 1 会社役員に関する事項の内
 - (1) 責任限定契約の内容の概要 1
 - (2) 社外役員に関する事項 1
- 2 会計監査人の状況 2
- 3 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況 2
- 4 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等 5

連結計算書類

- 連結注記表 7

計算書類

- 個別注記表 13

共同印刷株式会社

上記資料は、法令および定款第20条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

1 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款に取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との責任限定契約に関する規定を設けています。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役および社外監査役全員との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役および社外監査役の責任限定契約）

社外取締役および社外監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度としてその責任を負担する。

(2) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況

取締役 高岡美佳氏は、株式会社ファミリーマートの社外取締役および株式会社TSIホールディングスの社外取締役および株式会社モスフードサービスの社外取締役ならびにSGホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しています。なお、当社は、株式会社ファミリーマートおよび株式会社TSIホールディングスおよび株式会社モスフードサービスならびにSGホールディングス株式会社との間に特別の関係はありません。

監査役 古谷昌彦氏は、株式会社データ・キーピング・サービスの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は株式会社データ・キーピング・サービスとの間には特別の関係はありません。

③ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

取締役 高岡美佳氏は当事業年度開催の取締役会17回のうち16回出席し、また、取締役 内藤常男氏は当事業年度開催の取締役会17回のうち17回出席し、幅広い視点から経営全般に対する質問、助言を行うとともに、取締役会の意思決定に参画しております。

監査役 徳岡卓樹氏は当事業年度開催の取締役会17回のうち17回出席、監査役会14回のうち14回出席し、また、監査役 古谷昌彦氏は就任後開催の取締役会13回のうち13回出席、監査役会10回のうち10回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

なお、上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

⑤ 親会社または当該親会社の子会社の役員を兼務している場合の親会社または子会社からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

2 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 38百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社である共印商貿（上海）有限公司、KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.、PT Arisu Graphic Primaは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は2006年5月2日開催の取締役会において内部統制基本方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。（最終改定 2016年6月29日）

内部統制基本方針

当企業グループは「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」を経営理念として掲げている。経営理念の実現と企業グループの持続的発展に向けて、業務の適正および有効性を確保するために内部統制システムを一層充実させて、公正で信頼される企業グループを目指す。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守する。取締役の職務執行の適正については、監査役会の定める監査の方針に従い、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会および取締役会に報告し、その是正を図るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当企業グループは取締役会議事録、重要決裁文書その他取締役の職務の執行に係る文書の保存を定款、文書保存管理規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理については、取締役の監督のもと各部門が権限の範囲内で日常的なリスク管理を行う。「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進し、リスク発生の抑制に努める。不測の事態が発生した場合は、「危機管理委員会」を開催し、担当執行役員が委員長となって、関連部門と連携して問題解決を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、毎月一回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。さらに、取締役会の監督機能の維持、向上と業務執行の責任と権限を明確にするため執行役員制度を導入し、常務執行役員以上で構成される経営執行会議を週一回開催し、取締役会付議事項の立案と取締役会の決定した基本方針に基づく業務執行のため、機動的な審議を行う。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努める。
5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
従業員の法令・規程などの遵守は、各部門が権限の範囲内で日常的な管理を行うとともに、「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理の浸透を図る。
また、担当執行役員を委員長とする「内部統制委員会」のもとで内部統制システムを構築し運用する。
企業行動憲章、倫理綱領に違反する行為を発見した場合の社内通報システムとして「倫理相談室」を設置して、その窓口とする。
内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査室により、計画的に内部監査を行い法令遵守や業務適正の点検・改善を行う。
6. 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
コンプライアンス体制と内部統制システムの構築・運用については、その範囲を当企業グループ全体とし、担当執行役員の指導のもと業務の適正を確保し、効率化を推進する。
また、監査役、監査室はそれぞれの立場で関係会社を監査し、改善策の策定を求めることとする。
7. 監査役を補助すべき従業員と、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、および当該従業員に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、当該職務にあたる従業員を置くこととする。その人事については監査役会の同意を得る。
また、当該従業員は専任とし、監査役の指示に基づき職務を遂行する。
8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、およびその他監査役への報告に関する体制
当企業グループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、法令および規程に従い、監査役会に報告する。その場合、内部通報規程の定めにより報告者が不利な取扱いを受けることはない。
また、監査役は監査室が行った監査の報告を受け、指導・助言を行う。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会は、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認める費用について、予算を計上できるものとする。さらに、緊急または臨時に支出した費用についても、会社に請求できるものとする。
10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会出席や稟議書など重要書類の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役、従業員など関係者にその説明を求めることとする。
11. 反社会的勢力を排除するための体制
当企業グループは企業行動憲章に基づき、健全な社会秩序の維持を重視し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。そのために、弁護士、警察当局等の外部専門機関との緊密な連携を強化し、倫理綱領を通して反社会的勢力排除の徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制基本方針」に基づき、企業グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、効率的に行われることを確保するための体制に関する運用状況
当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守しています。当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、監査役4名も出席する毎月一回の定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定および業務執行状況の監督を行いました。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努めています。また、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については「文書保存管理規程」の定めるところに従い、適正に保存し管理しています。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する運用状況
当社は「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進しリスク発生の抑制に努めました。特に情報セキュリティにおいては、業務の安全性と信頼性を確保するために顧客から預かった個人情報を適切に保護および管理するための「作業環境セキュリティ基準運用細則」を定め、当該職場が細則に定めたセキュリティ基準に適合しているか定期的に判定を行いました。また、個人情報を含めた会社内の機密情報の漏えい防止体制の構築に向けた社員教育、監査等を実施しました。
- ③ 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制に関する運用状況
当社は、「企業倫理委員会」を定期的に開催し、法令・社内規程等の遵守状況を点検した上で、コンプライアンスに関する施策などを立案・審議し、教育、周知、啓蒙活動を推進しています。また、法令違反や企業倫理綱領に反する行為の早期発見と是正のための相談窓口を設置しています。
内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査室が代表取締役社長の承認を受けた年間監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門およびグループ会社を対象とする監査を実施し、その結果および指摘事項に対する改善状況を代表取締役社長および監査役に報告しました。
- ④ 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制に関する運用状況
グループ会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会等において審議し、また、監査役、監査室はそれぞれの立場で関係会社を監査することでグループ会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めました。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する運用状況

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定例監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役、また従業員との定期連絡会にて対話を行い、監査室・会計監査人と連携し、取締役および従業員の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役および従業員の職務の執行状況を監査するとともに、企業倫理委員会や内部統制委員会等の報告を受け、必要な場合は意見を述べています。

4 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

当社は、2007年4月25日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。さらに同取締役会にて当社株式の大量買付行為への対応策の内容を決定し、2007年6月28日開催の第127期定時株主総会において承認を得て導入し、直近では2019年6月27日開催の第139期定時株主総会において継続の承認を得て更新しております。当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の概要は以下のとおりであります。

なお、詳細につきましては当社ウェブサイト（<https://www.kyodoprinting.co.jp/>）のIR情報一買収防衛策の項に掲示しております。

(1) 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社の企業価値の源泉は、長い歴史の中で築き上げてきたお客さまとの信頼関係、お客さまのニーズを形にするための高い技術とノウハウを持つ従業員、そして株主・取引先や地域社会等の皆様からの継続的なご支援です。当グループは、経営理念「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」の実現に向けてグループ経営ビジョンを制定しています。その中で「誠実なコミュニケーションと市場をリードする技術力でお客さまの思いをカタチにし、新たな価値を創出し続ける企業グループ」を将来ありたい姿として掲げ、お客さまと共に成長する企業グループとして邁進していく決意を表明しております。

営業・製造・技術・管理などあらゆる部門で働く従業員一人ひとりが「お客さま第一」の視点に立ち、企画提案力と独自技術、徹底した品質管理に支えられた付加価値の高い製品・サービスを幅広い業界のお客さまに提供し続けることで、顧客満足度を向上させるとともに、市場での評価を高め、当社のめざす真に豊かな未来の実現に取り組んでまいります。

- (3) 当社株式の大量買付行為への対応策（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の概要

本プランは、買付者または買付提案者（以下「買付者等」といいます。）が当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案（以下「買付け等」といいます。）を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従った場合であっても当該買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる買付け等に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

なお、本プランの有効期間は、2019年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの対象となる買付け等は、(i) 当社の株券等の保有者が保有する当社株券等に係る株券等保有割合の合計、(ii) 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有または所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、(i) 大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、(ii) 当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

- (4) 上記(2)、(3)の取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

イ. 経済産業省・法務省、東京証券取引所の買収防衛策に関する指針や基準を完全に充足しています。

ロ. 株主の皆様判断のための情報や時間を確保するためのものであり、企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されたものです。

ハ. 定時株主総会での承認を経ており、株主意思を重視するものとなっています。

ニ. 対抗措置の発動は、当社と特別な利害関係のない社外役員や有識者に該当する委員3名以上により構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重した上で取締役会が決定するので、当社取締役会の恣意的判断を排除できます。

ホ. 対抗措置の発動に関し、合理的な客観的要件を予め定めています。

ヘ. 独立委員会は独立した地位にある第三者の助言を得ることができ、判断の公正性、合理性をより強く担保できます。

ト. 本プランは取締役会の決議によりいつでも廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもありません。

以上の理由で当社取締役会は上記(2)、(3)の取組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 19社
 - (2) 主要な連結子会社の名称
KYODO PRINTING (VIETNAM) CO. LTD.、共同物流(株)、共同印刷西日本(株)、(株)コスモグラフィック
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 1社
 - (2) 主要な持分法適用の非連結子会社及び関連会社の名称
共同製本(株)
 - (3) 持分法を適用していない関連会社の名称
(株)コスモスキャナー
持分法を適用しなかった理由
持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。
3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項
共同ブローボトル(株)（現共同クレハブローボトル(株)）については新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。
従来持分法適用非連結子会社であった(株)マスクチは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。
(株)バイオネット研究所は、当社が所有する株式を一部売却したことに伴い、当連結会計年度において、持分法適用の範囲から除外しています。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の共印商貿（上海）有限公司、KYODO PRINTING (VIETNAM) CO. LTD. および PT Arisu Graphic Prima の決算日は12月31日です。
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

製品、仕掛品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料、貯蔵品……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法。なお、主な耐用年数については、以下のとおりです。

（リース資産を除く） 建物及び構築物 31～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

② 無形固定資産……………定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

③ リース資産……………イ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によつています。

ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によつています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。

③ 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。

④ 役員株式給付引当金……………役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

⑤ 環境対策引当金……………将来にわたる環境対策の処理支出（PCB等）に備えるため、処理見込額を計上しています。

⑥ 固定資産解体費用引当金……………本土建替に伴う将来の固定資産解体処理支出に備えるため、解体時の処理見込額を計上しています。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しています。また、連結会社間取引をヘッジ対象としている為替予約取引については、時価評価を行い、評価差額を当連結会計年度の損益として処理しています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象…………ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
- ③ ヘッジ方針……………社内規程等に基づき、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…………当社が利用している為替予約については、社内規程等に従って、原則としてヘッジ対象と同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しています。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却方法及び償却期間…のれんの償却については、5年以内のその効果が及ぶと見積もられる期間で均等償却を行っています。

(6) その他

- ① 退職給付に係る会計処理の方法……………退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。
- ② 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 73,322百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 9,020,000株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会(注1)	普通株式	439百万円	50円00銭	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月8日 取締役会(注2)	普通株式	432百万円	50円00銭	2019年9月30日	2019年12月9日

(注1) 2019年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれています。

(注2) 2019年11月8日取締役会決議による配当金の総額には「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれています。

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年6月26日開催の第140期定時株主総会において次のとおり付議する予定としています。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	432百万円	50円00銭	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 配当金の総額には「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは社内規程等に従い、実需の範囲で行うこととしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	13,134	13,134	—
(2) 受取手形及び売掛金	27,301	27,301	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	13,422	13,422	—
(4) 支払手形及び買掛金	(18,049)	(18,049)	—
(5) 社債	(8,000)	(7,965)	△34
(6) 長期借入金	(15,012)	(15,012)	0
(7) デリバティブ取引 (*2)	(14)	(14)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっています。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	230
非上場債券	7
その他	80

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めていません。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性がないため記載を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 6,949円53銭
- 1株当たり当期純利益 175円22銭

(注)「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は57,000株です。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 製品、仕掛品……………個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - (2) 原材料、貯蔵品……………先入先出法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………定額法。なお、主な耐用年数については、以下のとおりです。

（リース資産を除く）	建物	31～50年
	機械及び装置	4～10年
 - (2) 無形固定資産……………定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。
 - (3) リース資産……………イ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。
ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっています。
 - (4) 長期前払費用……………均等償却
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
 - (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。
 - (3) 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。
 - (4) 役員株式給付引当金……………役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。
 - (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

- (6) 環境対策引当金……………将来にわたる環境対策の処理支出（PCB等）に備えるため、処理見込額を計上しています。
- (7) 固定資産解体費用引当金……………本社建替えに伴う将来の固定資産解体処理支出に備えるため、解体時の処理見込額を計上しています。
5. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しています。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しています。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段…為替予約、ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
- (3) ヘッジ方針……………社内規程等に基づき、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………当社が利用している為替予約については、社内規程等に従って、原則としてヘッジ対象と同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当ているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しています。
6. その他
- (1) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
- (2) 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	65,398百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	4,511百万円
長期金銭債権	774百万円
短期金銭債務	8,718百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	5,962百万円
仕入高等	21,734百万円
営業取引以外の取引高	1,933百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 430,585株

(注)「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式57,000株が含まれています。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:百万円)

繰延税金資産	
賞与引当金	265
退職給付引当金	1,652
固定資産解体費用引当金	166
減価償却費	343
減損損失	613
関係会社株式評価損	787
その他	612
評価性引当額	△1,028
繰延税金負債(固定)との相殺	△3,413
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	1,020
その他有価証券評価差額金	2,507
その他	377
繰延税金資産(固定)との相殺	△3,413
繰延税金負債合計	491

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	共同物流㈱	70	梱包・輸送業	100%	梱包・輸送業務 委託先	CMS 預入 (注)1	2,443	CMS 預り金	1,985
						CMS 払出 (注)1	2,327		
	㈱コスモグラフィック	95	製版業	100%	製版業務委託先	CMS 預入 (注)1	2,406	CMS 預り金	1,708
						CMS 払出 (注)1	2,514		
	共同 N P I パッケージ㈱	45	紙器製品の製造	65%	生産業務委託先	設備賃貸 (注)2	536	設備賃貸料	—
	共同日本写真印刷㈱	20	印刷業	90%	製品の販売先	製品の販売 (注)3	5,394	売掛金	2,799

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ内資金の円滑運用のためにCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) を導入しています。なお、約定利息については市場金利を勘案した上で合理的に決定しています。
2. 設備賃貸料については、市場価格等を参考に決定しています。
3. 価格その他の取引条件は市場価格等を参考に決定しています。
4. 上記の取引金額には消費税等は含まれていません。期末残高には消費税等を含めています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 6,280円81銭
2. 1株当たり当期純利益 316円92銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は57,000株です。